

第3回教育委員会会議録

1. 日 時 令和4年6月7日(火)
開会：午後1時30分
閉会：午後2時10分
2. 場 所 筑後市役所東庁舎302会議室
3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：齋藤百合
委員：久保大 委員：下川博大
委員：吉田和博
4. 事務局
教育部長：原口茂雄 教育総務課長：堤好弘
学校教育課長：坂本啓悟 社会教育課長：永松博幸
人権・同和教育課長：小林志麻 教育総務課総務担当係長：井手雄香
教育総務課学校再編担当係長：小野美幸子 主任教育指導主事：石橋功一
指導主事：福永美智也 指導主事：金子尚文
5. 書 記
教育総務課：高木正勝
6. 傍聴者
0人
7. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

(1) 議案第31号 筑後市埋蔵文化財予備調査実施要綱の改正について

教育長 それでは、早速議案に入ります。議案第31号 筑後市埋蔵文化財予備調査実施要綱の改正について提案をお願いします。社会教育課長。

社会教育課長 まず、予備調査の実施要綱の前に、予備調査というのが何なのかというのを説明させていただきたいと思います。

市の地域は、埋蔵文化財が地下に眠っているだろうと想定される地区とそれ以外の地区に大きく2つに分けられます。埋蔵文化財があるだろうと思われる

地域のことを包蔵地と言います。それ以外の地域のことは包蔵地外と言います。

この包蔵地の中で、建設工事などの開発行為を行う際に本格的な調査、本調査と言いますが、本調査を行う必要があるかどうかを判断するための事前の調査が予備調査ということになります。今回の要綱は、その予備調査の要綱を文化財保護法や、それから国や県からの通知に従いまして、その内容に合わせて改正を行うものでございます。

中身については、新旧対照表、5ページを見ながら説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

5ページの新旧対照表、第2条の第1号、(1)のところですが、「包蔵地」のところの下線を引いておりますけれども、県の教育委員会が保有する登録台帳に登録をされて、包蔵地域としての取扱いが完結するわけですが、これまでの要綱にはその記載がございませんので、それを書き加えるものであります。

それから、第4号の原因者に関しましては、文化財保護法の表記に合わせた改正であります。

それから、第5号、予備調査については、予備調査のところの「書類審査」を書き加えたのは、実態に合わせた改正であります。

それから、第3条の第1号、(1)ですけれども、費用負担の問題を書いております。この予備調査に関しましては、市は国や県からの補助を受けて実施しておりますので、当然に市の教育委員会が負担をするものであります。改正前の要綱にはその経費を筑後市教育委員会が負担すると書いてありますが、わざわざこういうことを書くべきではないという指導をこれまで文化庁から受けたことによりまして、改正を行うものであります。

めくっていただきまして、第2号と第3号、包蔵地外と隣接地の取扱いについては、文化財保護法等、関係の記述に合わせた改正です。費用負担に対する考え方は、先ほど述べたとおりであります。

第7条です。第7条も、先ほどの第2条と同じ取扱いを改めてここに記載をしております。

最後に、第8条は不時発見の届出でございまして、こちらは文化財保護法の定めであるということを確認するために、法の規定による届出を行わなければならないという文言に改正をするものであります。

以上が今回の改正の内容になります。よろしく申し上げます。

教育長　　なかなか専門的で難しいかもしれませんが、何かご質問ございませんでしょうか。

私が聞いていいですか。6ページの(2)の「包蔵地外 原因者からの求めがあった場合は、教育委員会が試掘調査を行う。」とありますね。

社会教育課長 改正前ですか。

教育長 改正後。(2)のところ。

社会教育課長 はい。

教育長 こういうことはあるのですか。

社会教育課長 まずないと思います。

教育長 そうよね。

社会教育課長 包蔵地外でしたら発掘調査をする必要がないということで、ほっとされる方が多いので、原因者から調査をしてくださいとおっしゃることはまずないと思います。

教育長 それはやっぱり決めておかないといけませんね。

社会教育課長 はい。

教育長 よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、ご質問もございませんので、採決に入らせていただきます。

議案第31号 筑後市埋蔵文化財予備調査実施要綱の改正について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

非公開議案

(2) 議案第32号 筑後市教育委員会事務局等職員の人事異動について

(全員賛成、原案可決)

4 報告事項

(1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づく報告

①筑後市教育委員会事務局職員の分限(休職)について

②非常勤職員の任用について

(2) 令和4年度学校訪問について

(3) 小学生「親と子で学ぶキャリア教育」の実施について

(4) 筑後市立小学校開校準備委員会について

5 その他

(1) 今後の教育委員会日程について

6 閉会のことば